

## 調布市議会改革検討代表者会議第26回会議日程

平成25年1月23日 午前10時  
於 全 員 協 議 会 室

- 1 検討・協議事項  
議会基本条例について
- 2 その他

資料70：議会基本条例（案）第4章～第6章 民主・社民の会修正案  
資料71：議会基本条例（案）第4章～第6章 共産党・元気派・生活者  
ネット共同修正案③

## 調布市議会基本条例(案) 第4章 第5章 第6章 民主・社民の会修正案

2013/01/22 提出

新	旧
第4章 市長等と議会の関係	第4章 市長等と議会の関係
(議論の充実)	(議論の充実)
<p>第9条全てカット</p>	<p>第9条 議会は、市政上の論点及び課題を明確にするため、一般質問を一問一答方式あるいは一括質問方式のいずれかを選択して質問を行い、議論の充実に努めます。</p> <p>2 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるよう努めます。</p> <p>3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対して、分かりやすい説明資料を求めるものとします。</p>
(監視及び評価)	(監視及び評価)
<p>第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性、効率性及び効果性をもって行われているか等を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めなければなりません。</p> <p>【旧条例で下線を引いた部分をカットし、1項と2項を一つにする。】</p> <p>3項はカット</p>	<p>第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性、効率性及び効果性をもって行われているか等を監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めます。</p> <p>2 議会は、市長等の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとします。</p>

第5章 議会機能の強化	第5章 議会機能の強化
(議会機能の強化)	(議会機能の強化)
<p>第13条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとします。</p> <p>2 議会は、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとします。</p> <p>3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設ける<u>ことができる。</u></p> <p>4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>	<p>第13条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとします。</p> <p>2 議会は、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとします。</p> <p>3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設け、<u>その具現化に努めるものとします。</u></p> <p>4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>
(自由討議)	(自由討議)
<p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとします。</p> <p><b>2項はカット</b></p>	<p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとします。</p> <p><u>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければなりません。</u></p>
(委員会活動)	(委員会活動)
<p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮<u>するものとします。</u></p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努め<u>ます。</u></p> <p><b>3項はカット</b></p> <p>4 委員会に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮<u>しなければなりません。</u></p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努め<u>なければなりません。</u></p> <p><u>3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行わなければなりません。</u></p> <p>4 委員会に関しては、別に条例で定めます。</p>

第6章 議会事務局体制	第6章 議会事務局体制
(議会事務局の体制整備)	(議会事務局の体制整備)
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第19条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとします。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。</p> <p>2 項後段下線部分をカット</p>	<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第19条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとします。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。</p> <p><u>この場合、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければなりません。</u></p>

## 調布市議会基本条例(案) (第4章・第5章・第6章) 共産党・元気派・生活者ネット共同修正案③

2013.1.22 提出

第4章 市長等と議会の関係	第4章 市長等と議会の関係
(市長等との関係)	(市長等との関係)
第8条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組みます。	第8条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を <u>保持構築</u> し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組みます。
(議論の充実)	(議論の充実)
第9条 議会は、市政上の論点及び課題を明確にするため、一般質問を一問一答方式あるいは一括質問方式のいずれかを選択して質問を行い、議論の充実に努めます。 2 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるよう努めます。 3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対して、分かりやすい説明資料を求めるものとします。	第9条 <u>議員会</u> は、市政上の論点及び課題を明確にするため、一般質問を一問一答方式あるいは一括質問方式のいずれかを選択して質問を行い、議論の充実に努めます。 2 <u>市長等は、議員の質問に対してその論点を明らかにするために、議長の許可を得て反問することができます。</u> 3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対して、分かりやすい説明資料を求めるものとします。 4 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じて <u>以下に掲げる事項の説明を行うよう求める事ができます。その政策形成過程の説明を求めるよう努めます。</u> <2から> (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 総合計画における位置付けと、政策等の実施に係る財政措置 (4) 将来にわたる政策等の効果及びコスト (5) 市民参加の実施の有無及びその内容 (6) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(監視及び評価)	(監視及び評価)
<p>第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性、効率性及び効果性をもって行われているかを監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めます。</p> <p>2 議会は、市長等の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとします。</p>	<p>第8条との重複と考えられるので全削除</p>
(議決事件の拡大)	(議決事件の拡大)
<p>第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、調布市基本構想の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。</p>	<p>第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、<u>調布市基本構想及び基本構想に基づく基本計画</u>の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。</p>
(災害時支援)	(災害時支援)
<p>第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときには、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。</p>	<p>第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときには、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。</p>
第5章 議会機能の強化	第5章 議会機能の強化
(議会機能の強化)	<del>(議会機能の強化)</del> (政策研究会)
<p>第13条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとします。</p> <p>2 議会は、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとします。</p> <p>3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとします。</p> <p>4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>	<p>(1、2は第8条と重複すると考えられるので削除)</p> <p><u>13</u> 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、<del>その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けます。その具現化に努めるものとします。</del></p> <p><u>24</u> 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>

(自由討議)	(自由討議)
<p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとします。</p> <p>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければなりません。</p>	<p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとします。</p> <p>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営<u>します</u>なければなりません。</p>
(委員会活動)	(委員会活動)
<p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければなりません。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければなりません。</p> <p>3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行わなければなりません。</p> <p>4 委員会に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮<u>する</u>よう努めるものとします<u>し</u>なければなりません。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うとともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用<u>する</u>ものとします<u>よう</u>努めなければなりません。</p> <p>3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行<u>う</u>ものとします<u>わ</u>なければなりません。</p> <p>4 委員会に関しては、別に条例で定めます。</p>
(議員研修の充実)	(議員研修の充実)
<p>第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとします。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとします。</p>	<p>第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとします。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとします。</p>
(調査機関の設置)	(調査機関の設置)
<p>第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができます。</p> <p>2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。</p>	<p>第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置<u>し</u>、議会の討議に反映させるよう努め<u>ます</u>することができます。</p> <p>2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。</p>

(予算の確保)	(予算の確保)
第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとします。	第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとします。
第6章 議会事務局体制	第6章 <u>議会及び議会事務局体制</u>
(議会事務局の体制整備)	(議会事務局の体制整備)
第19条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとします。 2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければなりません。	第19条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、 <u>議員の資質を高め</u> 円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び <u>体制整備</u> を図るものとします。 2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、 <u>議長市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ市長等議長と協議するものとします</u> しなければなりません。
	( <u>議会図書室</u> )
	第20条 <u>議会は議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとします。</u>